

最低限知っておきたい遺族年金のこと

今日は、亡くなった人に生計を維持されていた遺族が受けられる遺族年金の対象者について基礎知識を解説します。

(注)ここでは一般的なケースについて説明をしています。実際には個々のケースによって異なることがあります。



答える人
先生
社会保険労務士

聞く人
直子
会社員、独身33歳
(両親と同居)

遺族年金の対象者(基礎知識)

遺族年金制度は、亡くなった人に生計を維持されていた遺族の生活を支えるための仕組みです。

遺族年金の種類

遺族基礎年金と遺族厚生年金

遺族基礎年金の支給対象者

子のある妻または夫、または子ただし、子に対する遺族基礎年金は、父または母に受給権があるとき、または、生計を同じくする父または母がいるときは支給停止となる。

遺族厚生年金の支給対象者

妻、子、55歳以上の夫・父母・祖父母および孫
夫・父母・祖父母は、55歳から60歳になるまで支給停止となるが、夫が遺族基礎年金を受けられる場合は支給停止とならない。

※子と孫は、生計維持者が死亡したとき、18歳年度末までにあるとき、または20歳未満で障害年金1級または2級の状態にある場合

直子 遺族年金は、夫が亡くなった場合に残された妻や子が受けられるものですよね？

先生 いいえ、遺族基礎年金は平成26年4月から、妻が亡くなった場合の「子のある夫」も支給対象です。遺族厚生年金の対象はもっと広いですよ。

直子 遺族厚生年金の対象者とは？

先生 妻、子、55歳以上の夫・父母・祖父母および孫です。子と孫は18歳の年度末まで、または20歳未満で障害年金1級または2級の状態にある場合です。

直子 万が一、私が先に死んだら、62歳の両親が遺族厚生年金の対象になることもあるということですか？

先生 そういうことです。また、共働きの夫婦で妻が亡くなった場合、そのときに夫が55歳以上なら60歳から遺族厚生年金を受けられます。

直子 妻の年齢要件はないのですか？

先生 子のない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金は5年間の有期年金になりますが、それ以外の妻は、年齢要件はありません。

直子 遺族年金は、男女の違いがあるのですか？

先生 今後想定される共働きの一般化や短時間労働者への厚生年金の適用拡大も踏まえて、社会保障審議会では今後の遺族年金制度の在り方について検討が進められています。

遺族年金を受けている人の状況

- 遺族基礎年金の年金額は、保険料の納付期間や納付額にかかわらず定額で、子どもの人数に応じて加算があります。
- 一方、遺族厚生年金は、亡くなった人の厚生年金保険の加入期間や、その間の給与・賞与額によって算出されます。

遺族年金の受給者の状況

下記の表は、現在の法律(昭和61年4月1日施行)に基づく遺族年金を受けている人の状況です(昭和61年3月までの旧法に基づく遺族年金の受給者は含まれていません)。

遺族基礎年金

遺族	受給者数(人)
妻	84,700
子	9,896
計	94,596

遺族厚生年金

遺族	受給者数(人)	受給者の平均年金月額(円)
夫	63,565	16,343
妻	4,241,644	88,491
子	18,963	74,727
その他	46,639	27,575
計	4,370,811	

資料出典:厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(平成24年度)

※受給者数は、受給権者のうち支給停止になっている人数を除いた人数
 ※夫に対する遺族基礎年金は平成26年4月以降に妻が死亡した場合から支給対象
 ※子と孫は、18歳年度末まで、または20歳未満で障害年金1級または2級の状態にある場合
 ※子に対する遺族基礎年金は、父または母に受給権があるとき、または生計を同じくしている父または母があるときは、その間、支給停止
 ※遺族厚生年金の「その他の遺族」は、60歳以上の夫・父母・祖父母、孫

遺族基礎年金の額(平成26年度)

下記の表は、妻または夫、子が受ける場合の遺族基礎年金の額です。 ※子は18歳年度末までの子(障害のある子は20歳到達日まで)

妻または夫が遺族基礎年金を受ける場合の年金額(円)

	遺族基礎年金	加算額	年金額合計	月額
子が1人	772,800	222,400	995,200	82,933
子が2人	772,800	444,800	1,217,600	101,466
子が3人	772,800	518,900	1,291,700	107,641

子が遺族基礎年金を受ける場合の年金額(円)

	遺族基礎年金	加算額	年金額合計	月額
子が1人	772,800	—	772,800	64,400
子が2人	772,800	222,400	995,200	82,933
子が3人	772,800	296,500	1,069,300	89,108

MEMO

亡くなった人と遺族の要件

遺族基礎年金と遺族厚生年金を受けるためには、亡くなった人と遺族の要件を満たす必要があります。特に大切な要件は、**亡くなった人の保険料納付要件と遺族との生計維持関係**です。死亡日の前日時点で亡くなった人の国民年金・厚生年金保険料について、死亡月の前々月までの直近1年間に滞納がないこと、または被保険者期間のうち滞納期間が3分の1未満であること、納付済・免除・猶予期間が合わせて25年以上あることのいずれかを満たす必要があります。遺族については、死亡時に生計を維持されていた(年収850万円未満など)等の要件があります。その他の要件など遺族年金の相談は最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターへ。

横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
 Twitterアカウント @mayokor